

序章

1. 計画策定の背景・目的

本町は、福岡県の東南端、大分県との県境に位置し、古くから信仰を集める霊峰「英彦山^{ひこさん}」をはじめ、国内で初めて指定された「耶馬日田英彦山国定公園^{やま}」等の豊かな自然を擁するとともに、修験道^{しゅげんどう}や五穀豊穰祈願等の様々な英彦山信仰により形成された歴史・文化に富む地域である。

本町の中心的な存在である英彦山は、日本三大修験山の一つに数えられ、町内をはじめ県内外の多くの人々から信仰を集めるとともに、重要文化財である「英彦山神社奉幣殿^{ほうへいでん}」をはじめ様々な社殿が建ち並び、門前町として形成された麓の丘陵部にも歴史的建造物や遺跡が厳かに佇んでいる。また、町民の多くが居住する麓の平野部には、英彦山信仰による人々の往来により形成された古くからの市街地に、明治以降の石炭産業の発展が伴って、重要文化財である「中島家住宅」等をはじめとする町家が軒を連ねている。これら先人達により作られた歴史的建造物等は、今日も地域の人々により大切に受け継がれている。

このような本町で見られる歴史・文化は、英彦山に端を発し、豊かな自然の中で育まれたものであり、これらの歴史的建造物や遺跡の中では、修験道の流れを汲む松会祈年祭や五穀豊穰等を祈願する神幸祭等の祭礼や、神楽等の伝統芸能等の活動が地域の方々により脈々と受け継がれている。本町は、雄大な自然の中でこれら伝統的な祭り行事と歴史的な建造物等が一体として受け継がれていることで、本町独特の趣が醸し出されている。

しかし、人口減少や高齢化等の影響による地域の担い手の減少や、信仰心の薄れ等により祭り行事への参加が消極的となるなど、これまで継承されてきた祭礼や伝統芸能等の活動が衰退しつつある。また、歴史的建造物は、損傷の進行や維持管理の難しさから取壊しも表出している。一方で、これら伝統的な祭り行事や歴史的建造物等は、情報発信不足により、町内外問わずその認識が低下している状況もある。そのため、これらの課題に対応する新たな方策の構築が求められている。

このような状況の中、本町は「添田町第5次総合計画」において「豊かな自然と歴史のこころがつくる活力のあるまち ～まちはひと ひとはまち 連携と協働でつくる自立のまち～」を基本理念・将来像に掲げ、その実現に向けて、平成24年3月に「添田町歴史文化遺産活用まちづくり基本構想」を策定した。この基本構想は、町内各地に眠る数多くの歴史文化遺産を掘り起こすとともに、町内外で既に評価されている豊かな自然や歴史・文化を活用することにより、町の活性化を図ることを目的としている。この実現に向けては、従来から取り組まれている文化財保護法等に基づく指定文化財の取組みとともに、未指定の歴史的建造物の保護や伝統的な祭り行事、産業を今後も継承し、これらの歴史・文化的資源を積極的に活用することが求められている。

本計画は、このような本町を取り巻く状況に対応するため、平成20年に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」に基づき、脈々と受け継がれてきた大切な歴史的風致*を今後も継承することを目的とする。本計画の推進により、地域の特性や魅力を有効かつ適正に活用し、更なる魅力の発見による振興を図り、町民相互の交流や来訪者をもてなす観光等により地域の活性化が推進され、町民の町に対する愛着が育まれることを期待するものである。

*歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と歴史まちづくり法で定義されている。

2. 計画の位置づけ

本計画は、歴史まちづくり法第4条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第5条の規定による歴史的風致維持向上計画として策定されるものである。

また本計画は、「添田町第5次総合計画」における6つの施策の一つである「豊かな心と生きる力が生まれ、文化が躍動するまち」を推進するため、本町の歴史・文化を活用したまちづくり構想として策定された「添田町歴史文化遺産活用まちづくり基本構想」の実現化を図るための計画であり、歴史的風致の維持向上に資する各種事業を計画的、かつ推進力を持って取り組んでいく。

3. 計画期間

平成26年度から令和5年度までの10年間とする。

4. 計画策定の体制及び経緯

(1) 計画策定の体制

本計画の策定は、担当課であるまちづくり課（文化財係）において策定された素案を基に、市内の関係各課で組織される「添田町歴史的風致維持向上計画策定市内会議」に意見を求めながら、学識者や有識者等から構成される「添田町歴史的風致維持向上計画策定委員会」において専門的な見知から計画案の検討を行い、計画案の作成を行った。

作成した計画案は、町民への意見募集や添田町文化財専門委員会への報告等、法定協議会における検討を踏まえ、町長による決定を行った。

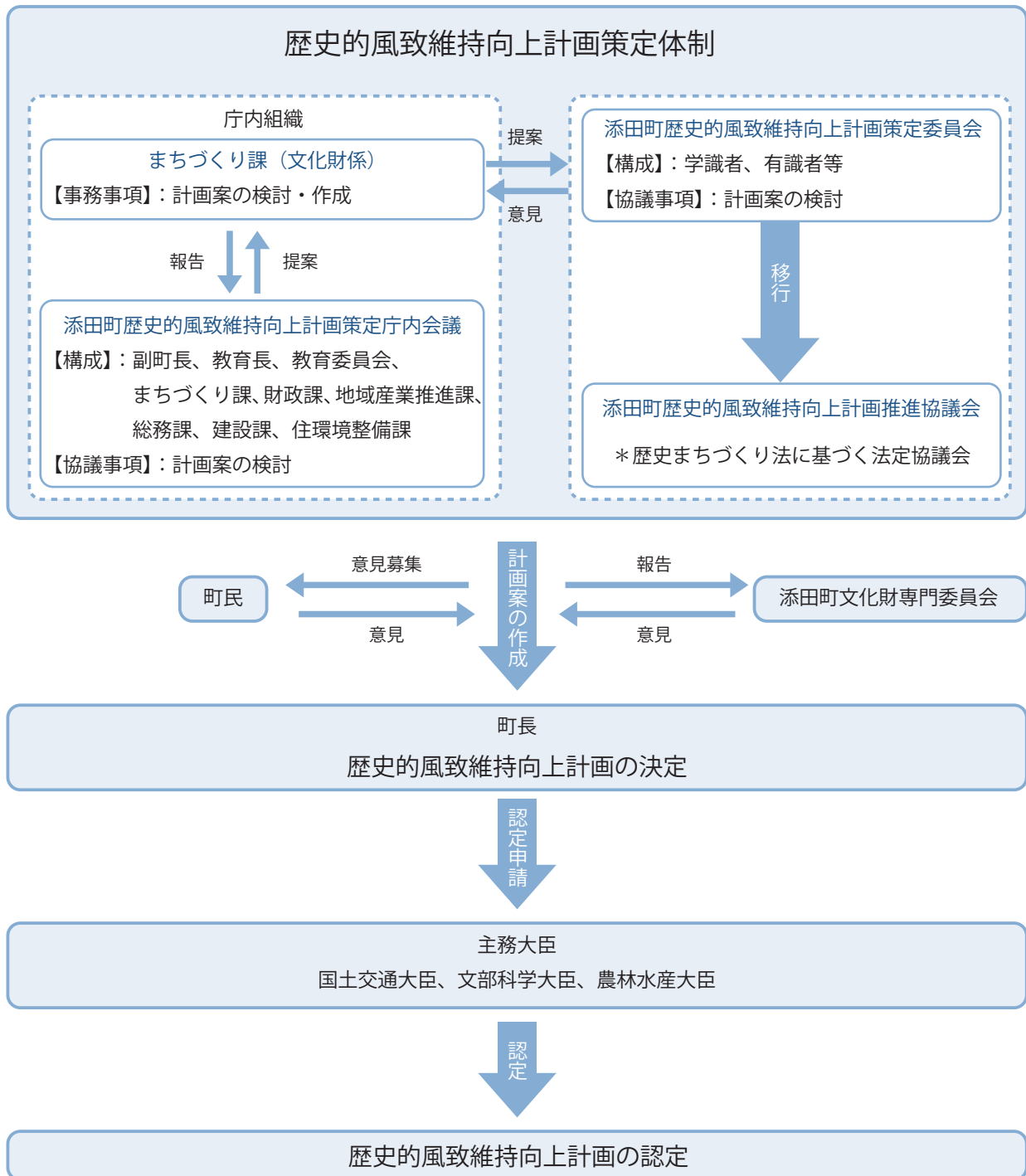


図 歴史的風致維持向上計画の策定体制

表 添田町歴史的風致維持向上計画策定委員会及び添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会 委員一覧

氏名	所属	分野	策定委員会	法定協議会
森山 沾一	福岡県立大学 名誉教授 田川まるごと博物館 館長 (広) 田川広域観光協会 田川市石炭・歴史博物館 館長	公共社会学	○ (委員長)	○ (会長)
段上 達雄	別府大学 教授 文化庁 文化審議会専門委員 福岡県文化財保護審議会専門委員	民俗学	○ (副委員長)	○
知足 美加子	九州大学 芸術工学研究院 教授	美術・彫刻	—	○
岡 大輔	特定非営利活動法人 デザイン都市・プロジェクト 理事長 特定非営利活動法人 和の文化研究会 副理事長	都市計画	—	○
城戸 康利	元太宰府市 教育委員会 文化財課 課長	行政機関 (先認定市)	○	○
福岡県 教育庁 教育総務部 文化財保護課 課長		行政機関	○	○
福岡県 建築都市部 都市計画課 課長		行政機関	○	○
国土交通省 九州地方整備局 建政部 計画管理課 課長		行政機関	○	○
副町長		添田町	—	○
教育長		添田町	—	○
英彦山行政区代表者		地元代表	—	○ (副会長)
町二行政区代表者		地元代表	—	○
町三行政区代表者		地元代表	—	○

表 添田町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議 委員一覧

参加者属名	備考
副町長	委員長
教育長	
教育委員会	
まちづくり課	
地域産業推進課	
総務課	
道路整備課	
住環境整備課	
まちづくり課 歴史文化財係	事務局

(2) 計画策定の経緯

本計画の策定の経緯は、添田町歴史的風致維持向上計画策定委員会を2回、添田町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議を4回、添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会を1回、開催して検討を行い、添田町文化財専門委員会の意見聴取や町民意見募集を経て、認定申請を行った。

詳細は、以下に示すとおりである。

表 計画策定の経緯

開催日		主な検討内容
平成25年6月21日(金)	【第1回】添田町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の背景・目的・体制、進め方 ・添田町の歴史的風致形成の背景 ・維持向上すべき歴史的風致
7月19日(金)	【第1回】添田町歴史的風致維持向上計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の背景・目的・体制、進め方 ・添田町の歴史的風致形成の背景 ・維持向上すべき歴史的風致
8月28日(水)	【第2回】添田町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致維持向上のための事業
11月19日(火)	添田町文化財専門委員会の意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存及び活用に関する事項
11月21日(木)	【第2回】添田町歴史的風致維持向上計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致維持向上方針 ・重点区域の位置及び区域 ・歴史的風致維持向上のための事業 ・歴史的風致形成建造物
11月27日(水)	【第3回】添田町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致維持向上のための事業
平成26年2月24日(月) ～3月7日(金)	町民意見募集	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致維持向上計画(案)
3月4日(火)	【第4回】添田町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致維持向上計画(案)
3月10日(月)	添田町文化財専門委員会の意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致維持向上計画(案)
3月13日(木)	歴史的風致維持向上計画推進協議会の設置、 【第1回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致維持向上計画(案)の決定・答申
5月2日(金)	添田町歴史的風致維持向上計画の認定申請	
6月23日(月)	添田町歴史的風致維持向上計画の認定	

本計画の認定後、添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会等での検討協議を踏まえつつ、事業の推進に取り組んでいる。事業を推進する中で計画内容の変更の必要性が生じた事項については、認定申請と同様の方法を経て、計画変更を行った。

詳細は、以下に示すとおりである。

表 計画策定後の経緯

開催日	開催日	主な検討内容
平成 26 年 6 月 25 日 (水)	【第 2 回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	・歴史的風致維持向上計画の認定報告 ・事業実施スケジュールの確認
7 月 23 日 (水)	庁内計画推進協議会の設置	—
8 月 25 日 (月)	【第 1 回】庁内計画推進協議会	・事業実施スケジュールの確認 ・街なみ環境整備事業整備方針の検討・承認
11 月 13 日 (木)	【第 3 回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	・本年度実施事業の状況報告 ・次年度実施予定事業の検討
平成 27 年 1 月 22 日 (木)	【第 4 回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	・計画変更 (案) の協議
2 月 18 日 (水) ～ 3 月 2 日 (月)	意見募集	・計画変更 (案)
3 月 10 日 (火)	添田町歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	
3 月 16 日 (月)	【第 5 回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	・添田町歴史的風致維持向上計画の計画変更の確認
3 月 24 日 (水)	【第 6 回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	・平成 26 年度の事業スケジュールの確認 ・平成 27 年度の実施予定事業の検討
平成 28 年 4 月 21 日 (木)	【第 7 回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	・平成 26・27 年度実施事業の進行管理・評価 ・平成 28 年度の実施予定事業の検討
平成 29 年 3 月 16 日 (木)	【第 8 回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	・平成 28 年度実施事業の進行管理・評価 ・平成 29 年度の実施予定事業の検討
平成 30 年 3 月 22 日 (木)	【第 9 回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	・平成 29 年度実施事業の進行管理・評価 ・平成 30 年度の実施予定事業の検討
10 月 25 日 (木)	【第 10 回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	・平成 30 年度実施事業の進捗状況報告 ・平成 31 年度の実施予定事業の検討
平成 31 年 3 月 5 日 (火)	【第 11 回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	・平成 30 年度実施事業の進行管理・評価 ・中間評価 (H26-H30) ・計画の変更 (案) の検討 ・平成 31 年度実施予定事業の検討
3 月 13 日 (水)	添田町歴史的風致維持向上計画の変更 (軽微な変更) 認定申請	
令和元年 11 月 19 日 (火)	【第 12 回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	・令和元年度実施事業の進捗状況報告 ・令和 2 年度の実施予定事業の検討
書面による意見聴取 (令和 2 年 4 月 8 日付依頼)	【第 13 回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	・令和元年度実施事業の進行管理・評価 ・令和 2 年度の実施予定事業の検討
書面による意見聴取 (令和 3 年 3 月 10 日付依頼)	【第 14 回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	・計画の変更 (案) の検討 ・令和 2 年度実施事業の進行管理・評価
令和 3 年 3 月 12 日 (金)	添田町歴史的風致維持向上計画の変更 (軽微な変更) 認定申請	